

SCOPEⅢ

No. 1

愛知教育大学教育創造開発機構
大学教育・教員養成開発センター
教科教育研究部門

大学教育・教員養成開発センター

〒448-8542 愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢1

電 話：0566-26-2316

編集責任者：生活科教育講座 野田敦敬

はじめに「SCOPEⅢ」の創刊

大学教育・教員養成開発センター
教科教育研究部門 専任教員 野 田 敦 敬

平成 21 年 10 月より、5 つのセンターからなる愛知教育大学教育創造開発機構が発足し、教科教育研究分野は、大学教育・教員養成開発センターの教科教育研究部門に位置づけられました。教科教育研究部門は、さらに「教科教育学・教科学研究領域」と「大学・附属学校共同研究領域」からなっています。いずれも本学の中核となる大切な部分を担っており、責任の重さを痛感しております。

さて、教科教育センター時代はセンター報としての役割を果たしていた「SCOPE」、そして、教育実践総合センターに統合後の教科教育研究分野の活動を大学の内外に知らせる「SCOPEⅡ」の続編として、大学教育・教員養成開発センターの教科教育研究部門から「SCOPEⅢ」として発行をすることができました。最初の特集を「小学校学習指導要領完全実施に思うこと」とし、各教科等からの寄稿いただきました。ぜひ、今後の教育実践の参考にしていただければ幸いです。

目次

- 1 頁：平成 22 年度教科教育研究部門活動報告（生活科教育 野田敦敬）
- 2 頁：表現運動・ダンスの指導要領完全実施に向けて（保健体育 成瀬麻美）
- 3 頁：保健体育科 保健分野（領域）の視点から（養護教育 山田浩平）
- 4 頁：小学校算数科学習指導要領完全実施に思うこと（数学教育 佐々木徹郎）
- 5 頁：小学校理科改善の方向と課題（理科教育 吉田 淳）
- 6 頁：小学校学習指導要領完全実施に思うこと（生活科教育 中野真志）
- 7 頁：小学校学習指導要領完全実施に思うこと（生活科教育 久野弘幸）
- 8 頁：小学校学習指導要領完全実施に思うこと（音楽教育 新山王政和）
- 9 頁：目標と評価との一体化（美術教育 藤江 充）
- 10 頁：小学校学習指導要領完全実施に思うこと（社会科教育 近藤裕幸）
- 11 頁：古典とどう向き合いますか？（国語教育 有働 裕）
- 12 頁：小学校学習指導要領完全実施に思うこと（家政教育 青木香保里）
- 13 頁：小学校学習指導要領完全実施に思うこと（障害児教育 都築繁幸）
- 14 頁：「楽しい」外国語活動を！（外国語教育 建内高昭）

* イラストは、美術教育講座の松本昭彦教授及び国費留学生の金由惻さんによるものです。

平成 22 年度 教科教育研究部門 活動報告

専任教員 野田敦敬（生活科教育講座）

第 1 回研究会（23 名参加）／ 4 月 21 日（水）17 時～

平成 21 年度の活動報告及び平成 22 年度の役割分担と年間計画を決定した。

第 2 回研究会（10 名参加）／ 5 月 19 日（水）17 時～

生活科教育講座の野田敦敬氏から、中教審「児童生徒の学習評価の在り方について」を分析した話題提供の後、参加した 6 教科から学習評価、評価の観点などについて意見交換した。特に、「思考・判断・表現」の観点について議論を深めた。

第 3 回研究会（17 名参加）／ 6 月 14 日（月）16 時 40 分～

大学附属共同研究会の今後の在り方について議論した。以下に概略を記す。

- ・各分科会を通して、附属と連絡を取り、授業を参観できる日程を決めて、多くの大学教員が附属に行くようにしたい。
- ・多くの学生に、ぜひ附属の授業を見せたい。
- ・日常的に附属教員とかかわりをもつことが大切である。
- ・大学附属共同研究会として、社会的な貢献をするべきである。

第 4 回研究会（16 名参加）／ 7 月 21 日（水）18 時～

教育組織の再編、教職大学院、博士課程の設置などについて意見交換した。

第 5 回研究会（15 名参加）／ 9 月 29 日（水）17 時～

「教科学」について、前理事の佐藤洋一氏から詳細な資料をもとに、元になっている考え方や本学に導入する経緯など話題提供の後、議論した。「教科学」なるものを共通理解するよい機会になった。「教科学とは、授業の提起でなく、枠組みの提起である」「教科学とは、カリキュラムを構成することに近い」「研究成果を学校教育に限らず広めていく方法を考えるのは研究者の使命」などの発言が印象に残った。

また、本誌[SCOPEⅢ]創刊号についての編集方針と執筆者について決定した。

第 6 回研究会（7 名参加）／ 10 月 20 日（水）17 時～

今年 4 月に社会科教育講座に着任された近藤裕幸氏より、前任の東京大学附属中等学校での教育実践を中心に話題提供の後、参加者で意見交換した。

第 7 回研究会（11 名参加）／ 11 月 17 日（水）17 時～

今年 4 月に理科教育講座に着任された大鹿聖公氏より、前任の北海道教育大学旭川校における「教育実践フィールド科目」「理科教材開発研究・演習」など話題提供があった。

第 8 回研究会（13 名参加）／ 1 月 26 日（水）17 時～

今年 4 月に養護教育講座に着任された山田浩平氏より、「養護教諭養成課程における教科としての保健体育科保健分野の位置づけ」「養護教諭志望者の保健授業に対する意識」などの話題提供の後、参加者で意見交換した。

第 9 回研究会／ 2 月 9 日（水）16 時～

今年度の反省と次年度の方向を検討した。

表現運動・ダンスの指導要領完全実施に向けて

保健体育講座 成瀬麻美

1. 新学習指導要領全体の方向について

10年に一度の学習指導要領が改訂され、保健体育ではこれまでの「生きる力」の育成という基本的な概念は残しつつ、それぞれの領域における学習内容が明確にされた。体育では教えるべき内容の曖昧さと体力低下の問題が挙げられ、それに対応するように改訂された。新学習指導要領では「技能」「知識」「体力」を重視し、「体育で教えるべき内容」が明確に示され、「基礎・基本の習得」をさせること、「問題解決能力（考える力）」を高めることが求められている。つまり、基礎・基本を身につけさせるティーチングと自ら考えさせるコーチングをすることが教師の役目と言えよう。

指導要領改訂に伴い授業で重要なことは「運動の楽しさ・技能・体力」の関係、「わかる・できる」と「楽しい」の関係である。つまり、ただ楽しい授業ではなく、運動をできた楽しさ、確かな技能の習得をさせることが必要である。これは「習得・活用・探求」の考え方を組み込んで授業を展開していく必要がある。

ダンスの領域において大きく変わったこととして、中学校 1、2 年でダンスが必修化になったことが挙げられる。ダンスの必修化は、ダンスの実施が量的に増えるとともに「心身を解放して身体でコミュニケーション」をし、自らが「表現したいことを創り出す」他の領域とは異なった経験を全員にさせる良い機会と言える。

2. 新学習指導要領の表現運動・ダンスについて

表現運動・ダンス領域の内容は、現行と同じく「表現・創作ダンス」「フォークダンス」「リズムダンス・現代的なリズムのダンス」で構成されている。小学校から高校までを 4・4・4 の括りで内容を示し、つながりと発展性をもつようにしている。

小学校の表現運動系の領域は、低学年の「表現リズム遊び」と中高学年の「表現運動」で構成されている。低学年の表現リズム遊びでは、様々なリズム遊びや表現遊びの単元を通して、何かになりきって表現したりリズムに乗って弾む身体を育成したりすることが重要である。中高学年の表現運動は、中学年では「表現」「リズムダンス」を内容として取り扱い、身近な題材やサンバやロックなどのリズムから即興的に自由に踊ること、高学年では「表現」「フォークダンス」を内容として取り扱っている。内容は従来のものと大きな変化はないが、技能の内容である題材や動きの例示が具体的に示された。



中学校・高等学校のダンス領域は、「創作ダンス」「フォークダンス」「現代的なリズムのダンス」で構成され、中学 1・2 年の必修化と中学 3 年と高校での選択性に関わる履修の仕方に大きな変更点が見られる。学習の展開として、中学 1・2 年で様々なダンスを体験しダンスの特性に触れ、高等学校では好きなダンスを選びダンスを創造して深める段階へと系統立てて進めていく。中学 1・2 年のダンス必修化によって高等学校の選択制に大きな影響を与えられ、中学校のダンス授業における質の高さが求められていると考えられる。

保健体育科 保健分野(領域)の視点から

～ 保健学習における内容の体系化の必要性 ～

養護教育講座 山田浩平

2008年3月に幼稚園、小学校及び中学校の新学習指導要領が公示され、2009年3月には高等学校と特別支援学校の新学習指導要領も公示された。これに伴い、体育科保健領域や保健体育科保健分野では、新しい目標、内容あるいは内容の取り扱いなどを学習指導要領解説から読み取ることができる。具体的には、今回の改訂にあたり、保健領域及び分野での課題としては以下の2点が挙げられる。即ち、①体育・保健学習の内容の体系化の必要性、②小学校低学年における健康に関する学習の必要性の2点である。ここでは、①体育・保健学習の内容の体系化の必要性に視点をあてて言及したい。

中央教育審議会答申（平成20年1月）によれば、中学校保健体育科改善の基本方針として、保健では「生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を形成するため、一層の内容の改善を図る。その際、小・中・高等学校を通じて系統性のある指導ができるように、子どもたちの発達の段階を踏まえて保健の内容の体系化を図る。」とあり、小・中・高等学校を通じた内容の系統性が重視されている。この系統性について現代カリキュラム事典(ぎょうせい,2001)を引用すると、「教科の指導が系統的であるということとは、子どもの学習する内容が前後に論理的なつながりを持ち、前に学んだことが後の学習の基礎として役立ち、後で学ぶことが前に学習したことの発展として一段一段とより高い認識に子どもが高まっていくような指導のあり方をいう」とある。

これを踏まえて、小・中・高等学校の保健学習の目標を見比べると、小学校では「身近な生活における健康・安全に関する基礎的な内容を実践的に理解する」、中学校では「個人生活における健康・安全に関する内容を科学的に理解できるようにする」、高等学校では「個人生活や社会生活における健康・安全に関して総合的に理解する」である。これらの目標を細分してまとめるなら、年齢が上がるにつれ、身近な生活→個人生活→個人生活や社会生活といった生活範囲の広がりを大枠とし、それらについて基礎的→科学的→総合的に理解できるようにすることが求められている。しかし、基礎的、科学的、総合的な理解の意味を吟味するばかりでは指導の方策は見えてこない。なぜならば、校種間の異なりは相対的であるからである。従って、目標の吟味に加えて、校種間での内容をも比較し、共通点や相違点を明らかにする必要がある。

なお、保健領域及び分野での内容を検討するにあたっては、校種、学年、時間、場面において、教えるべき内容の明確化を図る必要がある。保健学習の年間指導計画の作成にあたっては、総則3 体育・健康に関する指導、関連する教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動との関連を図って年間指導計画を作成することが求められている。ここで留意すべきことは、他の領域との関連を図ろうとするあまり保健学習で指導する内容が曖昧になってしまい、活動は行っているが保健学習で何を指導しているのかが不鮮明になってしまうことを避けるべきである。

今後は、保健領域及び分野としての固有の目標や方向性、指導内容を明確にした上で、校種間の系統性と関連する教科等との連携や単元間の関連性を図って実践することが肝要であろう。



小学校算数科学習指導要領完全実施に思うこと

数学教育講座 佐々木徹郎

算数科では、授業時数も指導内容も復元される。授業時数は、現行のほぼ週 4 時間から、週 5 時間になる。カリキュラムにおけるスパイラル方式が復活し、反復学習になるとともに、学習内容も増える。このことから、算数指導の充実や中学校への接続の効果が、期待できる。

しかし、「ゆとり教育」であったように、「算数のような分からない授業があるから、学校が嫌いだ」といわれることのないように、指導していかなければならない。そのため、算数科の目標には、3つのポイントがある。

まず「算数的活動」である。「算数的活動を通して」という文言が、目標の冒頭に置かれた。さらに、「算数的活動の楽しさ」とも述べられている。そして、各学年の内容の中には、領域に関連した活動の例が加えられた。それらは、指導内容と各学年の段階を踏まえた活動になっている。

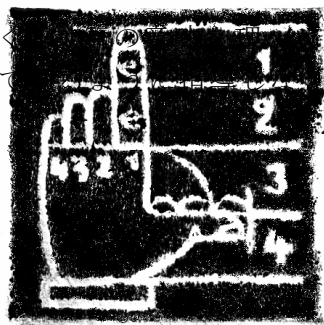
大切なことは、なぜ「活動」がこれほど、強調されているのかである。もちろん、「活動をとれば、児童が楽しいだろう」といった表面的なねらいではない。実際に、約 30 年前に強調された「操作活動」は形式的な指導になり、概念形成や意味の理解に結びつくような指導にならなかった。そのため、20 年前には、「思考実験」と修正されたものの、活動の意義は十分に実現されなかった。

つまり、「算数の概念や意味の根源は、活動にある」ことである。このことが、実現されなければ、同じ歴史をたどるだけである。あくまでも、児童が概念や意味を理解できるように、指導することがねらいなのである。

次に、「表現する能力を育てる」ことである。経済協力開発機構(OECD)の PISA 調査や国際教育到達度評価学会(IEA)の TIMSS 調査の国際比較で、わが国の児童・生徒は、選択問題には強いものの、記述問題は苦手であることが指摘される。「表現する」ことに問題がある。算数的活動においても、「説明する活動」が第 2 学年から各学年に現れている。

従来、「説明する」のは、教師の役割であり、児童が説明するという考えはあまりなかった。児童が説明するためには、教師が児童の考えを理解し、指導できる能力を必要とする。教師の指導なくして、児童が自分自身で、正しい説明ができることは、稀である。むしろ、教室は、「児童が間違える」場所である。

最後に、「学習に活用」することである。「生活に活用する」ことは、以前からあった。本来、小学校はいわば義務教育の本質であり、「生活に生かす」というのが目標であった。しかし、「知識基盤社会」である今日、学んだことを他教科等の学習だけでなく、これから先の算数や数学の学習にも活用していくことが重要である。児童が既習の内容を活用して新しい知識や方法を生み出すような態度を育てることが期待されている。



そのためには例えば、ただ計算の仕方を覚えるだけではなく、計算の意味を理解し、文字式の計算など、次の数学に活用できるよう指導しなければならない。公式も、なぜ必要なのか分かるような指導が求められる。

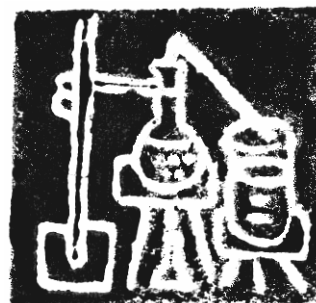
小学校理科改善の方向と課題

理科教育講座 吉田 淳

平成 20 年に改訂された小学校学習指導要領において、理科は劇的に変化しました。学習指導要領全体の改訂の方向として、これからの時代を「知識基盤社会」とし国際社会における「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和が重視され、従来の「ゆとり教育」からの脱却が図られた。小学校理科では、理数科教育の国際通用性が問われ、内容区分として従来の 3 区分から「エネルギー・粒子」「生命・地球」の 2 区分編成に変更された。授業時数については従来の 3 年 70 時間、4 年 90 時間、5 年 95 時間、6 年 95 時間（合計 350 時間）から 3 年 90 時間、4 年 105 時間、5 年 105 時間、6 年 105 時間（合計 405 時間）となり約 16%増加しました。同様に中学校理科は約 33%増加し理科の重視が明確になっています。教科目標においては、「実感を伴った理解」が追加され、「科学的な思考力・表現力」や理科を学ぶ意義や有用性を実感することが重視されるようになった。

理科の学習指導においては、観察・実験などの直接経験の重視だけではなく、観察・実験の結果を整理し考察したり科学的概念を使って考えたり説明したりする学習（間接経験）も重視されるようになった。このことは、科学的思考力や表現力などを育てるためには、言語による推論や解釈が必要であり、科学的な結果と知識に基づいて相互に関係づけ意味づけることを通して見方や考え方を深めることが求められる。小学校理科を学習する子どもにとって、観察実験を行うことには関心が高く楽しいと感じているが、自分の考えを文章で書いたり話し合ったりする言語活動についてはあまり楽しいと捉えていない。だからこそ、今回の改訂全体で強調されている「言語活動」を理科の学習指導を通していかに実現するかは重要な課題である。理科の学習指導において、日頃の言語活動を活性化するために、自分の考え（予想、仮説、実験方法の提案、結果の記録、結果の処理と解釈、自分なりの結論、話し合い、話し合いの合意点）を子ども自身のノートやワークシートなどに、文章で記述することを習慣化する必要がある。また、定型文を例示しノートやワークシートに記述する方法、内容を明確にしておくことが有効になる。

これまでの理科学習では自然の性質やきまりを確かめることで完了していた。しかし、理科を学ぶ意義や有用性の理解など、将来の科学技術の発展に関心を持つことまでには至っていなかった。そこで、今学習している理科の内容や考え方は、実生活や社会でどのように活用されているかまで展開させる必要がある。第 6 学年には、「電気の利用」「生物と環境」などの内容があり、自然の事象が生活や環境とかわかっていること、将来において資源やエネルギーを大切に使用することや自然環境を保全することの必要性を理解し、「持続可能な社会」を構築する基盤を育成することも重視されている。この内容については、地域の特性や将来への見通しを考慮した学習指導が求められる。



小学校学習指導要領完全実施に思うこと

生活科教育講座 中野真志

今回、「生活科」の改訂の要点は、目標については自分自身に関することを一層重視したこと、内容及び内容の取り扱いについては①気付きの質の明確化と気付きの質を高める学習活動の充実、②伝え合い交流する活動の充実、③自然の不思議さや面白さを実感する指導の充実、④安全教育や生命に関する教育の充実、⑤幼児教育及び他教科との接続が改善の方策として示された（『小学校学習指導要領解説 生活編』平成20年、5から7頁）。

ここでは「気付きの質を高める」ことに焦点化して述べたい。生活科では、その新設当初から気付きが重視されてきた。実践現場でもその特質と重要性が概ね認識されるようになった。だが、指定校の調査等によると、「学習活動が体験だけで終わっていることや、活動や体験を通して得られた気付きを質的に高める指導が十分に行われていない」ことが明らかとなった。その原因は、子どもの気付きがどのように広がり深まるかを、教師が把握しないままに、またある程度の見通しをもつことなしに、教科書に示された活動を行っているからであろう。では、気付きの広がりとは何か。

気付きの広がりとは、子どもが対象と繰り返しかわる中で多種多様な気付きを得ることであり、気付きの深まりは、対象と出会った時に直感的に気付いていたことが実感的な気付きや納得する気付きへと高まっていくことである。解説書では「見付ける、比べる、たとえるなどの多様な学習活動を工夫することが重要である。」（48頁）と述べられている。

例えば、花、葉、種などの形、色、大きさの違いや同じところを見付けたり、比べたりすること、また何かにたとえたりすることである。手触りや臭い、可能ならば、叩いたときの音や食べたときの味でも比べることができる。そのような学習活動を単元構想や授業計画及びその実践に取り入れることによって、学校や家庭において子どもたちが気付いたことを基に考え、それらをすなおに表現する姿も見られるであろう。ここでは気付きと思考と表現が切り離されることなく連続して表出されることになる。このように、気付きの質を高めることが、科学的な見方・考え方の基礎を養うことにつながる。

さらに、対象への気付きだけではなく、それを自分自身への気付きに結びつけることが強く求められている。というのは、集団における自分の存在、自分の良さや得意なこと、興味や関心をもっていること、自分の心身の成長に気付くことによって自尊感情が育つ。今日、肯定的な自己概念を育てることは自立の基礎を養う上で不可欠である。

以上、今後の生活科の理論と実践において、気付きの質を高めることは確かに必要である。しかし、最後に、それが表面的に理解され強調されてしまうならば、生活科の本質を見失う危険性があることを指摘したい。解説書において、気付きは「対象に対する一人一人の認識であり、児童の主体的な活動によって生まれるものである。そこには知的な側面だけではなく、情意的な側面も含まれる。」（48頁）と定義された。情意的な側面も含め、認識と定義することには反論があると思われるが、子どもの個性と能動性を尊重し、個に沿った適切な指導や支援をしながら、知的側面と情意的な側面（思いや願い）のバランスをとることは、これまでと同様、これからの生活科においても極めて重要である。



小学校学習指導要領完全実施に思うこと

～「時数減への対応」からは良い実践は生まれない～

生活科教育講座 久野弘幸

1. いまだに聞かれる「総合は、時数が削減されて・・・」という声

学校現場を歩いていて、現在も時々聞かれるのが「総合的な学習の時間の授業時数が削減される中でどのようにすればよいか」という質問です。これまでの移行期間の間に、ある程度解消されてきたのかなと思っていましたが、まだそこから歩みを始める学校も多いというのが実感です。

「授業時数が削減される中、総合をどのように・・・」という問いを発したくなる気持ちは分かりますが（私も当然、削減してほしくない）、もう与えられた 70 時間を創造的に活用して子どもたちと手応えのある実践を作る方向を向かねばならない時期です。

時数の削減については、具体的には、次の方法を考えると良いでしょう。

- ①他教科・領域との合科的・関連的な単元を構想する = 西尾市立八ツ面小の研究を参照
- ②年間計画を見直し、重点的・集中的に行う = 毎週 2 時間の固定から脱却
- ③これまでの単元や活動を精選する = 活動の「数」でなく「質」（つけたい力）を問う
- ④地域・家庭・専門家との協同による単元づくり = ねらいの共有

2. 「全体計画」で方向性を明確に持ち、「探究的な学び」で単元を作る

そのためには、学校としての「全体計画」の作成が欠かせません。その際、“アリバイづくり”のように形式的に作成するのではなく、総合的な学習を通して児童生徒に「身に付けさせたい資質や能力」は何か、それをどのような学習活動（「内容」）によって単元展開するのかを全校の先生方で、学校体制として今一度整理してみるとよいでしょう。

その際、今まで手応えを感じた総合的な学習の単元はどんなものがあるか、そこからどんなことを子どもは学んでいったのかを「逆向き」に振り返り、全体計画に反映させることも有益です。手応えのある実践では、子どもたちは学級や学年の課題を自分たちの追究課題とし、自らの創造性を発揮しながら探究的に学びを深めていることが多いからです。

3. 新しく作成された文科省「指導資料」が“虎の巻”

昨年 11 月に文部科学省から指導資料『今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開』が出されました。上で述べたことを、文部科学省らしくない (?) カラフルな印刷で説明してくれています。

- ・単元を探究的な学びで構成するにはどんな手法があるの？
- ・「全体計画」ってどんな手順で作ったらいいの？
- ・校内の組織作りや環境整備は、どんな風に進めればいいのか？

こんな疑問を持ったら、どうぞ次の HP を開いてください。きっと、役に立つヒントが見つかりますよ。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sougou/1300434.htm

（「今、求められる力を高める総合的な学習の時間の展開」で検索すれば、一発ヒットです！）



小学校学習指導要領完全実施に思うこと

音楽教育講座 新山王政和

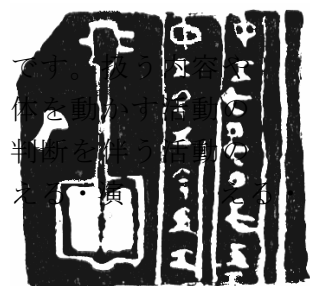
音楽科の中で最も特徴的なのは、これまでの感性や情緒面に重きを置き過ぎて目標や評価の観点が曖昧で分かりにくかったものから、教科としての目標や授業として取り扱う内容、活動の方向性や到達点などがより具体的に示唆されるものへ変わったことでしょう。この新学習指導要領の完全実施を機に、教科としての音楽科の地位を向上させ学校教育の中での位置づけをより明確にして頂くべく、筆者の「思い」をお伝えします。

①新学習指導要領の面白さを知って欲しいと思います。特に『共通事項』の中の『音や音楽を形づくる要素』には、私たちが合唱や吹奏楽を指導する際に日常的に気をつけていることが巧く整理されています。音楽とは「音の強さ」、「音の高さ」、「音色」と、その「並べ方（旋律）」「繋げ方（リズム）」、「重ね方（ハーモニー）」等の音楽構成要素の組み合わせ方や組み合わせ具合を加減調整し工夫することで曲が作られ、それらの音楽構成要素を駆使してその楽曲を聴き、演奏表現を楽しむものです。例え太鼓の音楽であっても、音の高さが異なる太鼓が同時に打ち鳴らされた時そこにはハーモニーが浮かび上がります。ヨーロッパ音楽がタテを厳格に揃えるのに対して、日本音楽は揃える場合と微妙にずらす場合を使い分け、そのずらし方に「ワビ、サビ」を求めたりします。このように、新学習指導要領の共通事項で示されている『音や音楽を形づくる要素』とは、私達が演奏表現を創りあげていく際に、私達自身も気をつけているものばかりです。

②楽しさを直接の目標にするのではなく、ストレス・フリーに音楽活動を行いながら「音による表現技術を身に付けること」を楽しむ、「音の扱い方を学ぶこと」を楽しむ、このようなスタンスを教科として音楽科授業では大切にして頂きたいと願っています。

③自ら「音楽する人」や「音楽に向かう人」の素地を育てて頂きたいと思います。それを地道に積み重ねることで、「学校で音楽を習えてよかった」や「習っておいてよかった」と子ども達を感じることができるよう、教えるべきものは教え身に付けるべきものは身に付けさせた上で、音楽の良さや楽しさを楽しませるべきではないでしょうか。楽しさを履き違えた「お遊び」にだけは、決してして頂きたくないと願っています。

④音楽科における言語活動とは単に夢想したりお話を作ったりするものではなく、「音響現象や演奏表現に係るコミュニケーションのうち言葉や会話、記述によって行われるものであり、音楽の諸要素を巧く組み合わせて自分の思いや意図、演奏表現などを言葉で他者へ伝えたり、その伝え方を試行錯誤したりする活動だと考えます。つまり、言語活動の場面であっても絶えず音を出させて、音を介在させた試行錯誤を工夫させながら、音や音楽、演奏表現について話し合わせて頂きたいと思います。



最後になりますが、最も大切にして頂きたいのは「バランス」です。扱う内容や活動のバランスもあれば、心や頭の中の活動とと体を動かす活動のバランス、そして情緒面での活動と知的試行判断を伴う活動のバランスもあります。さらに、子ども達が「歌演奏できる」ことは、全ての活動に優先する大前提だと思っています。

目標と評価との一体化

美術教育講座 藤江 充

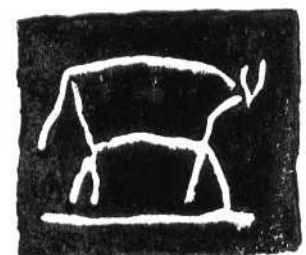
2008年に「学習指導要領」の告示、そして、2010年に「評価と指導要録の改善」に関する通知が出された。これで、完全実施の直前に、学習指導要領での「目標、内容、方法」と指導要録での「評価」というカリキュラムの4つの要素が揃ったことになる。

図画工作科では、学習指導要領の目標と内容、構成、評価の観点も含めて、現行と基本的な変更はない。変更がないというのは、現場での学習指導要領の定着と実践内容に対する信頼があると考えてよい。ただ、今までの優れた実践に見られたものを、より多くの教員が共有できるようにするための視点が、あらたに設けられた。それは、教科目標における「感性を働かせて」という文言の挿入と〔共通事項〕の設定である。

表現や鑑賞の活動を通して「つくる喜びを味わう」ことが子どもたちにとって大切であることは言うまでもない。共有する視点とは、その活動を通して、子ども自身の感じ方や見方、そして考え方を基に（感性を働かせて）、形や色をとらえ、イメージをもつことのできる資質やその資質を発揮できる能力（共通事項）を目標や評価の観点としておさえることである。これが、今までの「楽しい造形活動をするようにする」から新しく「造形遊びを通して、次の事項を指導する」という変化につながっている。つまり、子どもが活動をするようにすることを通して、次の事項に示される資質や能力を培うことを明確化したことである。

また、評価の観点は「造形への関心・意欲・態度」、「発想や構想の能力」、「創造的な技能」、「鑑賞の能力」の4つで現行と同じである。その趣旨に関しても、〔共通事項〕を受けて「形や色」、感性を受けて「感覚や経験を生かす」などの表記の一部が変更されたが基本的には変らない。また、2010年11月に公表された国研の「評価規準作成のための参考資料」(<http://www.nier.go.jp/kaihatsu/shidousiryoku.html>)でも、各学年別の内容のまとめ（造形遊び、絵や立体・工作、鑑賞）ごとに活動内容と〔共通事項〕が確認されている。そこに示された「評価規準の設定例」の例文では、「関心・意欲・態度」は「～しようとしている」、「発想や構想」は「～を考えたりしている、～を思い付いたりしている」、「創造的な技能」は「～を工夫している」、「鑑賞」は「～を感じ取ったりしている」など文末の表記が、かなり精選されている。そして、「～」に相当する文には「形や色」、「イメージ」など〔共通事項〕で示された資質や能力に関する用語が散見される。この「～」の中に個々の活動内容を通した目標と連動した具体的な評価の観点を簡潔に述べる必要がある。

このように〔共通事項〕は、その事項自体が共通事項題材のように題材化されるものではなく、表現や鑑賞の活動全体を貫く軸であり、目標と評価を照らす「あかり（灯）」である。指導計画の入口と出口を示す誘導灯でもある。図画工作科の指導では、どの道（内容や方法）を通るかは、地域や学校の状況、子どもの実態に応じて選択していけばよい。



小学校学習指導要領完全実施に思うこと

社会科教育講座 近藤裕幸

平成 23 年度から本格的に実施される小学校の学習指導要領では「生きる力」の育成が重視されている。「生きる力」とは、基礎基本を身につけ、自分で課題を見つけ、判断、行動し、課題を解決する資質や能力のことを指すのだろう。具体的には、知識・技能を習得し活用する、言語活動の充実させる、伝統や文化を重視する教育である。社会科に限定すれば、「我が国における自分たちの県の地理的位置や 47 都道府県の名称と位置をしっかりと学ばせ、地図帳や地球儀を活用した学習などが重視されている。

しかし、全体とのかかわりでいうならば、社会科においても思考力、判断力、表現力等を育成することが求められている。すなわち、「表現しながら考える学習」や「考えたことを表現する学習」など、思考と表現とを一体化させた学習を工夫する必要がある。さらに、知識の習得に加え、学んだことを活用する力を子どもたちに付けさせることも求められる。

では、社会科で知識を活用するためにはどのように指導すればいいのであろうか。おおむね次のような流れが考えられる。①当該箇所の基礎知識を学習する②ある状況下での問題や課題を見つける③解決方法を考える④意思決定をする⑤行動する。それをフィードバックし、基礎知識の学習に戻っていくという流れが好ましいであろう。

ただ、問題や課題を見出すことは意外と難しいのではないだろうか。社会事象等から何が問題なのかを導出することは昨今の大学生でも難しい。ましてや問題発見能力を小学生に身につけさせるのはさらに難しいにちがいない。

一つの考えとして、次のように考えられないだろうか。それは、よく用いられる「5W1H」である。What（それは何か・何が起きているのか等＝現象把握）、Why（なぜそうになっているのか＝理由や根拠）、Who（だれが）Where（どこで＝地理的）When（いつからか＝歴史的）、How（どのようにすれば解決するのか＝対策）というように視点を定めることで、児童たちは問題を発見しやすくなるであろう。

これらを事象に当てはめることで問題を見つけ、解決案を考え、児童どうしでグループ活動などを通してコミュニケーション力を磨きながら意思決定をする。情報や知識が不足して解決できなければ、再度調べて、その知識をいかし、問題解決につなげる。これによって、知識が活かされている実感がうまれるのではないか。

戦後すぐの社会科教育のように、「はい回る社会科」とならないためにも、学びながら考え、考えながら学ぶ形が好ましいことはいうまでもない。知識は問題を解決するためにいかされ、知識のための知識ではなくなる。無論、調べてまとめ、発表するだけでもない。判断し行動すること、その結果によって、どんな知識や方法が必要なのかがまたみえてくる。問題解決には多彩なアプローチがあり、問題が大きくなればなるほど、解決方法は無数にあることを知るような授業も作りたいものである。



古典とどう向き合いますか？

国語教育講座 有働 裕

学習指導要領の改訂によって、「伝統的な言語文化」の指導への関心が高まっている。教科書には小学校三年生あたりから万葉集や枕草子、故事成語や漢詩が掲載されるようになった。六年生ぐらいになると古代から現代までの文学史を、数ページで一気に駆け抜けていく説明文が載っていたりする。古典など小学校では教えないと考えていた先生方は戦々恐々、また、古典入門は自分たちの仕事と思っていた中学の国語の先生方もさぞ混乱されることだと思う。それゆえに、教師が悩まずに実践することのできる、「簡単で楽しい古典授業マニュアル」的なものが教育雑誌にやたらと掲載されることになる。

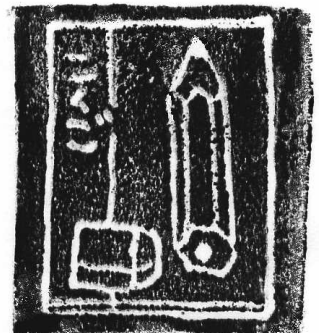
恥ずかしながら古典教育を自らの専門としている私だが、これらの類は最初の数行を見ただけで後を読む気がなくなる。「教育基本法が改訂され、伝統と文化を尊重し自国を愛すること求められるようになった」から古典の学習は大切…。小学校の指導要領に「優しい文語文調の文章を音読し、文語の調子に親しむこと」とあるから積極的に取り組もう…。古典とは何か、なぜ古典を読むのか、それを全く自らに問うことなく、ただお上の方針に従ってご奉公しましょうという、というのが大半であるからだ。

もちろん、「なぜ古典を」ということに踏み込んだ文章も中にはある。しかしこちらの方がもっとタチが悪い。「日本の伝統・文化について真正面から説いた書物も大切にしなければならぬ。『古事記』や『日本書紀』、『出雲国風土記』などに始まって、北畠親房の『神皇正統記』、水戸光圀が編纂に着手した『大日本史』等々へと続いていく流れである」「あらゆる日本の伝統文化の源流をたどると、日本神話に行きつく。神話というのは、文字や記録を持たない有史以前のはるかな昔から私たちの祖先が経験した記憶の伝承・集合的無意識だからである」…ついに出ました、『国体の本義』(1937)もどきの国粹的皇民文化論の亡霊。いやいや、さまざまな状況からナショナリズムが強まりつつある昨今、これらは翌朝になれば消えてくれるほどヤワな手合ではなからう。

この数年、昭和十年代の日本国語教育学会機関誌『国語教育誌』の総目次と記載内容の概要をまとめる作業に取り組んでいる。まさにそこには、錚々たる国語学者・国文学者・教育学者によって記された、「輝ける皇国日本」の象徴としての「伝統文化」論が目白押しである。そんな作業の合間に、先のような最近の雑誌記事を見たりすると、自分の生きている時代がいつなのか一瞬わからなくなり思わず眩量を感じてしまう。

戦後の国語教育は古典教育への否定で始まったという側面がある。古典教育こそが、国家主義・国粹主義の温床だとして断罪されたのである。古典を愛し研究する学者たちは、そうではない古典との向き合い方を追求すべきであった。もちろん少数ながらそれに取り組んだ先達もいたし、数か月前に刊行した拙著『これからの古典ブンガクのために』(ペリカン社)は私なりにそれを模索したものである。だが、こんな思いがあまり大きな成果を得るには至らないうちに、妖怪たちが次々と現れ出そうな…。

ああ、不吉なことを書いてしまった。ここは日本の伝統的な言語文化におすがりすることにしよう。鶴亀、鶴亀。桑原、桑原。



小学校学習指導要領完全実施に思うこと

家政教育講座 青木香保里

◆はじめに

この4月より完全実施される小学校学習指導要領家庭について、今一度、目標・内容の新旧比較及び学習指導要領を具体化した教科書を視野に入れて検討し、課題を整理したい。

◆新学習指導要領における小学校家庭科の目標・内容

新学習指導要領において家庭科の目標は下記のように示されている。

衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にする心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。

旧学習指導要領から表現を改めた箇所が下線部である。「基礎的な知識及び技能」(旧)は「基礎的・基本的な知識及び技能」(新)に、「家庭生活への関心を高める」(旧)は「家庭生活を大切にする心情をはぐくみ」(新)に、「生活を工夫しようとする実践的な態度」(旧)は「生活をよりよくしようとする実践的な態度」(新)に目標が改められた。「家庭科で育成する資質や能力」は下線部の3つ(「知識及び技能」「心情」「態度」)を側面として、従来の8内容から4内容の構成となった。結果、小学校の内容構成は、「A 家庭生活と家族」「B 日常の食事と調理の基礎」「C 快適な衣服と住まい」「D 身近な消費生活と環境」の4構成となり、中学校と同一の枠組みとなった。『小学校学習指導要領解説家庭編』(平成20年8月)は、「中学校での内容を見通して、小学校の学習に求められる基礎的・基本的な知識及び技能や、生活をよりよくしようと工夫する能力と実践的な態度が着実にはぐくまれることを目指している。」(同、5頁)と述べ、中学校技術・家庭科の内容との系統性や連続性が重視されている。何をもって「基礎的・基本的な知識及び技能」とするのか、またその具体化である教育内容をどのように展開するのが問われている。

内容は「ガイダンス的な内容の設定」「家族・家庭に関する教育の充実」「食生活に関する内容の充実」「主体的に生きる消費者をはぐくむ視点の重視」「言語を豊かにし、知識及び技能を活用して生活の課題を解決する能力をはぐくむ視点の重視」の5点に言及がある。

「食育」の推進の観点から「食生活に関する内容の充実」が特記され、教育内容を構想する上で栄養教諭や養護教諭、地域等との連携をいかに構想し実践するかが眼目ではないか。

◆もり沢山の「内容」を前に、小学校家庭科の時間数の確保と連携が課題

新しい教科書には、大判化、マニュアルの如き詳細な記述、「支え合い」「関わり合い」「触れ合い」等、「あい」の記述が随所に散見されるなど、従前にはない特徴が指摘できる。目標に謳われた3つの側面を、教科書の具体的記述につき合わせ、目標も含め検討したい。

もり沢山の内容の割に時間数は増えていない。家庭科の本質に照らした「基礎的・基本的な知識・技能」が何かを改めて問い、教育の諸場面と連携する家庭科を創りだしていこう。



小学校学習指導要領完全実施に思うこと ―特別支援教育のこれから―

障害児教育講座 都築繁幸

I. 特別支援関係における学習指導要領の改訂の記述変更

新版では、「障害の・・・交流及び共同学習や高齢者などとの交流の機会を設けること」とされている。特別支援学校小・中学部の新版では、「学校の・・・交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること」とされている。

このように交流及び共同学習は、すべての学校等において積極的に取り組むように規定され、その必要性が強調されている。

II. 学習指導要領等における「交流及び共同学習」の経緯

昭和44年(1969)のいわゆる「辻村報告」に「普通時とともに教育を受ける機会を多くする」とある。昭和46年告示では、特別活動の章に「小学校の児童または中学校の生徒と活動をともにする機会を積極的に設ける」とされている。昭和62年度からは、いくつかの特殊教育諸学校を「心身障害児交流活動地域推進研究校」に指定し、地域社会の人々との交流活動をも推進することとなった。平成元年の改訂では、障害のない子どもにとっても交流は意義あるものとされ、小学校・中学校等の学習指導要領においてもこの活動を推進することが規定された。

交流活動の考え方や取り組みには、約40年間の積み重ねがあり、近年の障害者対策の充実から、その意義がより重要視され、「交流及び共同学習」として、その推進が求められるようになった。交流は、「相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむこと」であり、共同学習は、「教科等のねらいの達成」を目指すものであり、この両者は活動においては分かちがたく、『誰もが相互に人格と個性を尊重しあう共生社会』の理念の実現に向けて、これらの動向に対応するようにとのことから「交流及び共同学習」という名称になった。

III. 今、何故、「交流及び共同学習」なのか。

端的に言えば、家庭や地域の教育力の低下があげられ、このような状況に対して学校教育としての必要な対応に迫られているからであろう。これは、現代社会の大きな課題であり、地域社会や家庭などがより成熟する必要がある。単に障害や特別支援教育の理解推進だけでは解決できない面もある。

IV. 交流及び共同学習における教師の役割

より重要なのは大人である教師や保護者がどう行動するかである。教師自らが障害のある人への意識や行動を振り返りつつ、子どもを含めた各々の体験が意味づけられ、各々の深化が進むように、交流及び共同学習場面で適切にマネジメントし、ファシリテートすることが求められる。大人の不注意で不用意な一言で、子どもは自分の体験を不適切な枠組みで位置づけてしまうかもしれない。教師には、『相手の気持ちを敬う、自分で決める、つながりをつくる』視点が必要である。教師にこれがない活動は、子どもにとっては平板な「経験」であり、よりよい他者理解につながるものにはならない。



「楽しい」外国語活動を！

外国語教育講座 建内高昭

新学習指導要領の改訂の中で、新たに設けられた外国語活動は教科外の領域として位置づけられています。この改訂に伴って、中学校の授業時間数が週 3 時間から 4 時間へと大きく変化をします。小学校と中学校との連携という関わりでは、小学校外国語活動で英語の「素地」を培い、中学校では「素地」を基盤とした英語の「読む・話す・聞く・書く」の 4 技能を養成することを目指しています。しかし、心に留めておいて欲しいのは小学校の新指導要領は英語技能を身に付けることを意図していないことです。

小学校での外国語活動は、中学校段階での学習とは異なり『英語ノート』全体で取り扱われている文法項目及び 200 余りの語彙を定着させることが主眼ではなく、これらの活動を楽しく行なうことが主眼になります。したがってコミュニケーションを今まで以上に大切にして、「言語や文化について理解を深める」活動を通して、付加的に「英語の音声や基本的な表現に親しむ」ことを目指すことになります。

外国語活動の学習内容を持続的に楽しんで行なうことができれば、その後の英語学習に対する前向きな思いは強くなることでしょう。たとえ話として水泳を取り上げてみましょう。はじめて泳ぎを始めるこどもたちに対して、「けのび：あごをひき、体を一直線にする」動きが完全にできるまで、クロールや呼吸の動きを一切させないとします。泳ぎを習い始めたこどもは、基本的な動作の習得に時間がかかり「楽しさ」が失せ、嫌悪感すら抱くことでしょう。反対に、「けのび」が上手にできるようにならなくても、水の中でジャンプしたり、潜ってみたり、ばた足をしたり、プールの底にあるものをつかむ活動などを続ければ、楽しさを実感できることでしょう。そしてこの「楽しさ」を持続できるように留意していくことこそ、水泳に対して肯定的な態度が育むことになるでしょう。言い換えれば、外国語活動において、適切な文法や語彙を身に付けることに主眼が置かれると、小学校段階での英語嫌いを生み出す危険をはらむことになるでしょう。したがって子どもたちが小学校を卒業するときに、外国語活動を通して学んだ「楽しさ」がこどもたちに残るような活動に気を配っていただけたらと、思います。

